

匿名組合出資持分契約締結前交付書面
平成 27 年 8 月 21 日付 変更の概要及び新旧対照表

1. 変更の概要

クラウドバンクにおいては、従来、匿名組合営業者である本営業者は、貸金業者である当社（日本クラウド証券株式会社）による貸付に基づいて生じた貸金返還請求権及び利息支払請求権を、匿名組合出資金でもって買い付けることで当該債権を取得していたところ、本営業者が貸金業登録を済ませ貸金業者となったことから、匿名組合出資金を用いた貸付を行うことができるようになったため、これをクラウドバンク匿名組合約款及び本書面に反映させたものであります。

2. 新旧対照表

変更箇所には斜体で示しております。

頁	改定前	改定後
11	<p>本出資持分の取得にかかる金融商品取引の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(省 略) ・(省 略) ・本匿名組合契約における出資の対象となる営業は、本事業です。本事業とは、本営業者が当社または第三者より取得する貸付債権または売掛債権(以下「対象債権」といいます。)から生じる利息および遅延損害金収入、これらの貸付債権の売却による収入ならびにその他これらの貸付債権から生じる収益を確保することを目的とした事業をいいます。本営業者が本事業に関連して受け取る対象債権の元本返済金、支払利息及び遅延損害金収入、対象債権の売却による収入並びにその他対象債権から生じる収益が、お客様に対する出資金の返還及び収益分配の原資となります。 	<p>本出資持分の取得にかかる金融商品取引の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(変更なし) ・(変更なし) ・本匿名組合契約における出資の対象となる営業は、本事業です。本事業とは、本営業者が借入希望者に対して行った貸付に基づいて生じた貸付債権、または本営業者が第三者から取得する貸付債権(以下「対象債権」といいます。)から生じる利息および遅延損害金収入、これらの貸付債権の売却による収入ならびにその他これらの貸付債権から生じる収益を確保することを目的とした事業をいいます。本営業者が本事業に関連して受け取る対象債権の元本返済金、支払利息及び遅延損害金収入、対象債権の売却による収入並びにその他対象債権から生じる収益が、お客様に対する出資金の返還及び収益分配の原資となります。
12	<p>出資対象事業(「本事業」)</p> <p>本営業者が、日本クラウド証券株式会社、本営業者が認める第三者である国内外の貸金業者または本営業者(ただし、貸金業登録の完了後に限る)が借入希望者との間で締結する金銭消費借契約に基づく貸付債権又は本営業者が第三者より取得する貸付債権(以下「対象債権」という。)から生じる利息および遅延損害金</p>	<p>出資対象事業(「本事業」)</p> <p>本営業者が認める第三者である国内外の貸金業者または本営業者が借入希望者(本事業の遂行のために本営業者として貸付を行う場合に、当該貸付を受けることを希望する者をいいます。「借入希望者」には、本営業者及び日本クラウド証券は含まれませんが、本営業者が所属する企業集団の内外に組成される者(特別</p>

頁	改定前	改定後
	<p>収入、これらの貸付債権の売却による収入ならびにその他これらの貸付債権から生じる収益を確保することを目的とした事業。 (省 略)</p> <p>本事業の遂行 (省 略) (新 設)</p> <p>(省 略)</p>	<p>目的事業体を含みます。)を含むものとし、(す)との間で締結する金銭消費借契約に基づく貸付債権又は本営業者が第三者より取得する貸付債権(以下「対象債権」という。)から生じる利息および遅延損害金収入、これらの貸付債権の売却による収入ならびにその他これらの貸付債権から生じる収益を確保することを目的とした事業。 (変更なし)</p> <p>本事業の遂行 (変更なし)</p> <p>また、本営業者は、投資ポジションに合致する貸付債権の保有及び貸付債権の回収(他の投資ポジションに対する移転による回収を含む。)を実現するため又は本事業の目的を達成するため、その裁量により、複数の投資ポジション間でその有する貸付債権を移転することができるものとし、かかる移転の対価は、本営業者が裁量により決定するものとする。 (変更なし)</p>
13	<p>分配金</p> <p>本営業者は、毎暦月、別途定める方法により計算された分配金を、本事業の遂行のために本営業者により取得される貸付債権の全て、その他本事業のために本営業者により取得される財産の一切から、投資ポジション毎に、出資比率に応じて、本匿名組合契約の匿名組合員に対し支払う。</p>	<p>分配金</p> <p>本営業者は、原則として、毎暦月、別途定める方法により計算された分配金を、本事業の遂行のために本営業者により取得される貸付債権の全て、その他本事業のために本営業者により取得される財産の一切から、投資ポジション毎に、出資比率に応じて、本匿名組合契約の匿名組合員に対し支払う。</p>
15	<p><u>本営業者の概要(2015年4月1日現在)</u> (省 略)</p>	<p><u>本営業者の概要(2015年8月21日現在)</u> (省 略)</p>
16	<p><u>日本クラウド証券株式会社の概要(2015年4月1日現在)</u> (省 略)</p>	<p><u>日本クラウド証券株式会社の概要(2015年8月21日現在)</u> (省 略)</p>
18	<p><u>出資対象事業の運営に関する事項</u> 1. 出資対象事業の内容及び運営の方針 お客様が出資する対象事業は、本事業となり</p>	<p><u>出資対象事業の運営に関する事項</u> 1. 出資対象事業の内容及び運営の方針 お客様が出資する対象事業は、本事業となり</p>

頁	改定前	改定後
20	<p>9. 金銭の管理の方法に関する事項 (1) 分別管理用預金口座 (省略)</p> <p>まず。本事業とは、本営業者が、対象債権から生じる利息および遅延損害金収入、これらの貸付債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業をいいます。但し、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲については、お客様が選択及び追加した投資ポジションに属する対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲としますが、本営業者は、その裁量により、お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に出資した出資金を、当該出資に際してお客様が選択した投資ポジション以外の投資ポジション(投資タイプを異にするものを含まれます。)に属する対象債権の取得による投資に利用することができ、かかる場合には当該投資ポジションに属する貸付債権から生じる収益を確保することを目的とした事業も、本匿名組合との関連で行う本事業に含まれます。</p>	<p>9. 金銭の管理の方法に関する事項 (1) 分別管理用預金口座 (省略)</p> <p>まず。本事業とは、本営業者が、対象債権から生じる利息および遅延損害金収入、これらの貸付債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業をいいます。但し、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲については、お客様が選択及び追加した投資ポジションに属する対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲としますが、本営業者は、その裁量により、お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に出資した出資金を、当該出資に際してお客様が選択した投資ポジション以外の投資ポジション(投資タイプを異にするものを含まれます。)に属する対象債権の取得(本営業者による貸付及び第三者の保有する貸付債権の譲受をいいます。)による投資に利用することができ、かかる場合には当該投資ポジションに属する貸付債権から生じる収益を確保することを目的とした事業も、本匿名組合との関連で行う本事業に含まれます。また、本営業者は、投資ポジションに合致する貸付債権の保有及び貸付債権の回収(他の投資ポジションに対する移転による回収を含みます。)を実現するため又は本事業の目的を達するため、その裁量により、複数の投資ポジション間でその有する貸付債権を移転することができ、かかる移転の対価は、本営業者が裁量により決定します。</p>